

地域医療介護総合確保基金補助事業概要

(1) 募集事業

事業	対象事業所	概要	補助金上限額(予定)
看取り環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出済の事業所（ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば可）	看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う事業所の改修費、ベッド等の設備について補助を行います。	1事業所あたり413万円
共生型サービス事業所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ※「共生型サービス」の指定を受けた事業所（または当事業完了までに当該指定を受ける見込みの事業所）	介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助を行います。	1事業所あたり123万円
介護職員の宿舍施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用の一部を補助します。	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33平米までに該当する工事費の3分の1

(2) 注意事項（共通）

- ・意向調査シートを提出された事業所には、後日、事業計画等を照会します。
 - ・**令和8年度の補助金**についてとなりますが、国や県、本市における予算の成立が条件となります。今後、補助制度が大幅な変更や廃止となる場合がありますこと、また、本市予算の範囲内での実施となることを、あらかじめご了承ください。
 - ・本件は令和8年度中の整備事業を対象とする照会ですが、「共生型サービス事業所の整備推進事業」についてののみ、もし令和7年度の実施を希望される場合には、別途ご一報ください。
- なお、完了期限や本市予算の範囲内での実施となる等の留意事項がありますので、ご了承ください。
- ・施工業者を入札や見積合わせで選定して頂く等、原則、本市所定の条件があります。
 - ・補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※ 詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

- ・補助事業の内容についての詳細は、下記の本市ホームページ、「10. 事業所整備に必要な要綱等」に掲載している「横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱」を参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

(3) 注意事項（各事業）

- ・介護施設等における看取り環境整備推進事業

看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出済の事業所（ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば可）

- ・共生型サービス事業所の整備推進事業

「共生型サービス」の指定を受けた事業所（または当事業完了までに当該指定を受ける見込みの事業所）